

# 令和6年度 真庭市立久世中学校 いじめ防止基本方針

## いじめに関する現状と課題

・本校では、教育相談、見取り、アンケート調査等から、からかいや嫌がらせをはじめ、積極的にいじめの認知を行い、迅速に対応している。スマートフォン(SNS)などの情報機器を通しての書き込みが起因する生徒間トラブルは時期を問わず発生する。生徒のネット利用の実態は年々増加傾向にあり、メディアリテラシーや自己コントロールが求められる。未然防止の取組を充実させること、迅速で的確な対応を行うためには、教職員全体で連携して学校を貫いた横断的な取組を行う必要がある。同時にいじめの早期発見、適切な対応のための教職員研修の充実も求められる。併せて、自律を養うために、生徒会を主体とした生徒による自治的な取組を外部とも協働しながら推進していきたいと考えている。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校を貫く横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会を、校長・教頭・主幹・生徒指導主事の他、各学年生徒指導担当及び養護教諭、特別支援担当、教育相談担当で構成し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。  
 ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自尊感情から自己有用感へ、また、共感的な人間関係を実感できる学校づくりを進める。  
 ・いじめの早期発見のためにアンケート調査を定期的に行う。また、教育相談アンケートを行い、それを基に教育相談週間を実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。

### <重点となる取組>

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知や対応スキルの向上のために、教職員研修を長期休業中に実施する。
- ・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。</li> <li>・学校運営協議会委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。</li> <li>・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。</li> <li>・いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">い じ め 対 策 委 員 会</p> <p>&lt;対策委員会の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への迅速な対応</li> </ul> <p>&lt;対策委員会の開催時期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2回/月開催(情報交換会)・毎週火曜日に生徒指導委員会</li> </ul> <p>&lt;対策委員会の内容の教職員への伝達&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。</li> </ul> <p>&lt;構成メンバー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校外 学校運営協議会委員、PTA会長、SC、必要に応じてSSW等を招集する。</li> <li>・校内 校長、教頭、主幹、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、教育相談担当</li> </ul> <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p>&lt;連携機関名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会</li> </ul> <p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣</li> </ul> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭</li> </ul> <p>&lt;連携機関名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会、PTA</li> </ul> <p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長への状況の報告と必要に応じて総務委員会を開催</li> </ul> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長</li> </ul> <p>&lt;連携機関名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真庭警察署</li> </ul> <p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止教室の実施</li> <li>・薬物乱用防止教室の実施</li> </ul> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導主事</li> </ul>

## 学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</li> </ul> <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間において生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自尊感情から自己有用感へ、また、共感的な人間関係が実感できる学校づくりを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の情報機器に対する理解と使用する際の意識高揚のため、真庭署や携帯電話事業会社から講師を招聘し講演会を実施する。</li> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。</li> </ul>
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、学期に2回の教育相談と日々のデイリーライフ、QUの分析を活用することで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談担当の教職員及びスクールカウンセラーを生徒に周知するとともに、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような組織体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙(共有フォルダ内の生徒指導ファイル)を活用し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる組織体制をつくる。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付する。また、PTA総会や地区別懇談会で学校の実態を伝えたり相談機関の紹介をしたりすることで、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul>
③ いじめへの対応	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</li> </ul> <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して継続的な声かけや聞き取り、カウンセリングなどの支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう継続して指導を行う。</li> </ul>